

愛媛県中国向け輸出活水産物目視検査手続き要領

1 目的

本要領は、中国向け輸出活水産物の衛生証明書の発行に必要な愛媛県農林水産研究所水産研究センター及び同栽培資源研究所（以下、検査機関という。）における目視検査について、所要の手続きを定めるものである。

2 検査等の実施

検査機関は、輸出しようとする者からの申請に基づき、原則、県内で水揚げ又は養殖された活水産物について、「中国向け輸出活水産物の取扱いについて（平成26年7月17日付け26消安第1731号、26水漁第441号 農林水産省消費・安全局長、水産庁長官通知）」（以下、国通知という）に基づく目視検査を実施し、その結果を申請者に報告するものとする。

3 検査結果の報告に係る手続き等

（1）申請

検査を受けようとする者は、検査を受ける原則、一週間前までに申請書（別紙様式1）に必要事項を記入して申請し、検査を受けることができる。ただし、検査場所は県内に限るものとする。

（2）検査内容

検査機関は、目視により検査を実施する。

（3）検査結果の報告

検査機関は、検査終了後速やかに、申請者へ検査結果を国通知別紙様式7により報告する。

4 その他注意事項等

（1）検査結果の限界

本要領における検査は、申請のあった活水産物を対象としたものであって、輸出に関する責任を負うものではない。輸出に関する全ての責任は輸出者（荷送者）が負うものであり、本県に対しての苦情等は一切受け付けない。

（2）申請を拒否する場合等

県は、申請者との信頼関係に基づき検査を行うものであり、申請者の不誠実な行為が明らかになった場合は、申請を拒否するとともに、以後、同者からの申請も同様に扱う。

附 則（平成29年9月11日付け29漁政第412号）
この要領は、平成29年9月11日から施行する。

(別紙様式1)

中国向け輸出活水産物の目視検査申請書

年 月 日

愛媛県知事

様

申請者 住所

氏名

(法人にあってはその所在地、名称及び代表者の氏名)

連絡先・担当者名

次の活水産物を中国へ輸出したいので、目視検査を申請します。
なお、当該輸出に関する一切の責任は私が負います。

記

- 1 輸出活水産物の品名及び産地
- 2 輸出予定年月日
- 3 輸出者名
- 4 目視検査実施希望日及び場所